第119期 定時株主総会
招集ご通知

日 時

2021年6月24日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場 所

八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲「Room 1+2+3」
（東京都中央区八重洲一丁目3番7号）

決議事項

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案　監査等委員である取締役2名選任の件

株式会社 丸運

証券コード：9067

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

◎座席の間隔を広くして設置いたしますので、座席数が昨年同様、非常に少なくなります。満席となりました場合は、入場をお断りする場合がございます。

◎本年から、お土産等の配布および株主総会後の株主説明会は実施いたしません。

◎株主総会当日の運営等に関する情報につきましては、当社ウェブサイト（https://www.maruwn.co.jp/）にてお知らせいたしますので、必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

丸運グループ 経営理念

私たちの使命

お客さまの物流ソリューションを、
最高の品質と創造力で提供し、
社会の発展、企業の繁栄、個人の幸福に貢献します

私たちの約束

- 安全運行、安定輸送、安心配送を最優先します
- 顧客満足の実現に全力を注ぎます
- 法令等を遵守し、公平・公正で透明な取引を実行します
- ステークホルダーとの対話を尊重し、ともに成長します
- 安全・品質を妥協することなく追求します
- 個人の知恵と想像力、組織の経験と結束力で課題を解決します
- 環境負荷の軽減に努め、自然との共生をめざします

ごあいさつ



取締役社長
桑　原　　豊

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
まず、この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患されている皆様並びにご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、第119期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

第119期の連結業績は、営業収益が前期比34億9百万円減の472億70百万円、経常利益が前期比4億73百万円減の7億43百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比4億29百万円減の4億75百万円となりました。

第三次中期経営計画（2020～2022年度）の初年度であります当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社の主力である物流ビジネスにおいて輸送総量が大幅に減少する中、コスト削減や運賃・保管料の価格改定などに取り組みましたが、前年比では大幅な減収減益という結果となりました。

第三次中期経営計画は「飛躍に向けた準備期間」と位置づけています。成長戦略を実現し、経営基盤を強化することを目標に掲げています。新型コロナウイルス感染症拡大という厳しい事業環境にありますが、物流という重要な社会インフラを安定的かつ効率的に提供する社会的責任を果たすべく、丸運グループの総力を結集して新規事業開発やESG経営への取り組みを強化し、サステナブルな事業構造に向けた変革に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

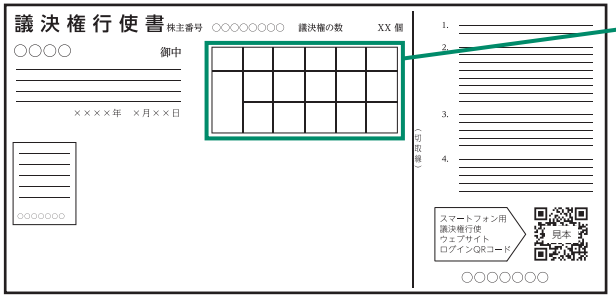

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

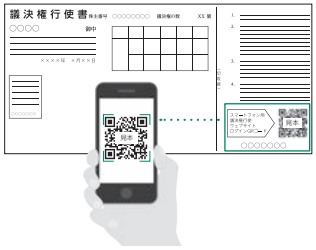

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

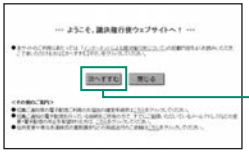

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

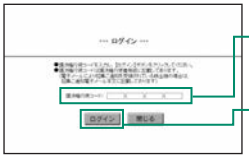

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

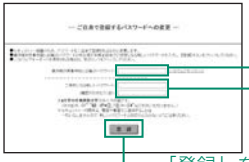

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時～午後９時）

株主各位

（証券コード　9067）
2021年6月4日

東京都中央区日本橋小網町7番2号
株式会社 丸運
取締役社長 桑原　豊

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、ご健康状態にかかわらず、可能な限り当日のご来場を見合わせていただき、書面または電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使賜りますようお願い申し上げます。

・書面によって議決権を行使していただく方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

・電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使していただく方法

4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）**
2 場　　所	東京都中央区八重洲一丁目3番7号 **八重洲ファーストフィナンシャルビル3階　ベルサール八重洲「Room1+2+3」**
3 目的事項	**報告事項**　1. 第119期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第119期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案　監査等委員である取締役2名選任の件
4 議決権の行使に関する事項	(1) 各議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。 (2) 議決権行使書用紙および電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。 (3) 電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合、最後の電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.maruwn.co.jp/）に掲載しております。また、これらに修正が生じた場合も、同ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日は、当社ではノーネクタイにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- **本年から、お土産等の配布および株主総会後の株主説明会は実施いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**
- **株主総会当日の運営等に関する情報につきましては、当社ウェブサイト（https://www.maruwn.co.jp/）にてお知らせいたしますので、必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。**

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	桑原（くわはら）　豊（ゆたか） (1958年9月16日生)	1981年 4月　日本鉱業株式会社（現ENEOS株式会社）入社 2003年 4月　株式会社ジャパンエナジー（現ENEOS株式会社）経営企画部上席参事 2010年 7月　JX日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）化学品本部アロマ部長 2012年 6月　同社執行役員 2012年 7月　同社基礎化学品本部基礎化学品総括部長 2016年 4月　JXエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）取締役常務執行役員 新エネルギーカンパニー・プレジデント 2019年 4月　JXTGエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）取締役常務執行役員 再生可能エネルギー部・水素事業推進部・FCサポート室管掌 2020年 4月　同社社長付 2020年 6月　当社代表取締役社長（現在に至る） 当社社長執行役員（現在に至る）	7,300株
	取締役候補者とした理由 桑原豊氏は、経営者として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績に加えて、経営全般における豊富な知識と幅広い見識を持ち合わせており、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任	こすげ　ちかし **小菅　睦司** (1958年11月28日生)	1982年 4月　共同石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社 2012年 7月　JX日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）ホームエネルギー部長 2014年 4月　当社執行役員 当社貨物事業本部潤滑油・化成品事業部長 2015年 4月　当社常務執行役員（現在に至る） 2017年 4月　当社経営企画・IR・広報部、経理部、総務部、人事部、環境安全部、品質保証部、情報システム部管掌 2017年 6月　当社取締役（現在に至る） 2019年10月　当社経営企画・IR・広報部、経理部、総務部、人事部、情報システム部管掌 2020年 4月　当社エネルギー輸送事業部長（現在に至る）	21,700株
	取締役候補者とした理由 小菅睦司氏は、事業部長として、エネルギー輸送事業の営業戦略の展開等により、業績向上に尽力してきた実績に加えて、取締役として企業経営の全体最適の視点による職責を果たしております。 これらのことから、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に当たり、エネルギー輸送事業をより一層強化するための業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。		
3 再任	さくま　なりやす **佐久間　成安** (1963年8月1日生)	1986年 4月　当社入社 2011年10月　当社貨物輸送事業部貨物営業部副部長 2014年 4月　当社貨物事業本部潤滑油・化成品事業部潤滑油・化成品営業部副部長 2016年 8月　当社貨物事業本部潤滑油・化成品事業部潤滑油・化成品営業部営業担当部長 2017年 4月　当社執行役員 当社潤滑油・化成品事業部潤滑油・化成品営業部長 2018年 4月　当社常務執行役員（現在に至る） 当社潤滑油・化成品事業部長 2018年 6月　当社取締役（現在に至る） 2020年 4月　当社貨物輸送事業部長（現在に至る）	12,900株
	取締役候補者とした理由 佐久間成安氏は、事業部長として、貨物輸送事業の営業戦略の展開等により、業績向上に尽力してきた実績に加えて、取締役として企業経営の全体最適の視点による職責を果たしております。 これらのことから、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に当たり、貨物輸送事業をより一層強化するための業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	植西　祐（うえにし　ゆう） (1961年6月12日生)	1986年 4月　日本石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社 2010年 4月　JXホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）財務IR部副部長 2013年 4月　同社企画1部副部長 2017年 4月　当社執行役員 当社経理部長 2018年 4月　当社経営企画・IR・広報部長、経理部長 株式会社丸運ビジネスアソシエイト代表取締役社長（現在に至る） 2020年 4月　当社常務執行役員（現在に至る） 当社コーポレート管理本部長（現在に至る） 2020年 6月　当社取締役（現在に至る）	3,300株
	取締役候補者とした理由 植西祐氏は、管理本部長として、経営企画部、構造改革推進部、広報・IR部、総務部、経理部、人事部、情報システム部といったコーポレート部門の効率的運営に尽力してきた実績に加えて、取締役として企業経営の全体最適の視点による職責を果たしております。 これらのことから、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に当たり、コーポレート部門をより一層強化するための業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役候補者としました。		

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役を含む被保険者が役員等として行った業務上の行為に起因して、株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担する損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしており（ただし、被保険者による犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は除く）、被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。各候補者は、現在、当社の取締役であるため、被保険者に含まれております。各候補者の取締役への再任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

第2号議案　監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役岡香里氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役であった竹内隆氏は2020年10月25日に逝去されました。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任 社外 独立	岡　香里（おか　かおり） (1977年11月4日生)	2006年10月　弁護士登録 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）　入所 2010年11月　岩田合同法律事務所　入所 2014年 7月　米国Steptoe&Johnson LLP　出向 2016年 3月　ＤＴ弁護士法人　入所（現在に至る） 2017年 6月　当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2017年11月　ＤＴ弁護士法人パートナー（現在に至る）	0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岡香里氏は、社外取締役候補者です。同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてグローバル企業における危機管理・不正対応案件等に従事した経験と専門知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言を行っております。当該知見を活かして、今後も監査等委員として、当社の中長期的な株主価値、企業価値を向上させるにあたり、独立した立場から経営を監視・監督いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待するため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。

当社は、会社法および定款の規定により、同氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、同氏の再任が承認された場合は、同氏との契約を継続する予定です。

同氏は、本総会の時点において、当社の社外取締役の就任から丸4年となります。

独立性にかかる事項

同氏と当社との間には、顧問契約等の特別な利害関係はないことから、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与えるとはいえず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外役員と判断し、取締役候補者としました。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号	ふりがな 氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	ありの　かずま **有野　一馬** (1954年12月5日生)	1978年 4月　運輸省（現国土交通省）入省 1995年 1月　同省運輸政策局観光部企画課国際業務室長 1998年 5月　内閣審議官（内閣内政審議室） 2000年 6月　運輸省（現国土交通省）航空局飛行場部関西国際空港課長 2001年 1月　日本鉄道建設公団経理部長 2002年 7月　国土交通省海事局海事産業課長 2005年 8月　同省運輸審議会首席審理官 2006年 7月　同省北陸信越運輸局長 2008年 7月　財団法人地域伝統芸能活用センター理事長 2011年 6月　一般社団法人全国旅行業協会専務理事（現在に至る）	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 有野一馬氏は、社外取締役候補者です。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長く国土交通省（旧運輸省）に勤務し、北陸信越運輸局長等の要職を歴任した後、財団法人等の理事長等を務め、運輸分野や組織運営に関して豊富な経験と知識を有しております。当該知見を活かして、監査等委員として、当社の中長期的な株主価値、企業価値を向上させるにあたり、独立した立場から経営を監視・監督いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待するため、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としました。 当社は、同氏が選任された場合、会社法および定款の規定により、同氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定です。		
	独立性にかかる事項 同氏と当社との間には、特別な利害関係はないことから、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与えるとはいえず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外役員と判断し、取締役候補者としました。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定であります。		

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役を含む被保険者が役員等として行った業務上の行為に起因して、株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担する損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしており（ただし、被保険者による犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は除く）、被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。
岡氏は、現在、当社の取締役であるため、被保険者に含まれております。岡氏の監査等委員である取締役への再任が承認された場合は、岡氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、有野氏の監査等委員である取締役への選任が承認された場合は、有野氏は当該保険契約の被保険者に含められることになります。
なお、当社は、当該保険契約を各候補者の任期途中に同内容で更新することを予定しております。

以　上

（提供書面）

事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、政府による緊急事態宣言の発出など新型コロナウイルス感染症拡大（以下「コロナ禍」という。）に伴う社会・経済活動に対する制約が発生し、厳しい状況で推移しました。また、海外経済も、コロナ禍に伴う景気悪化への対応として大規模な経済対策が実施される一方、ロックダウンなどの経済活動の抑制策が実施されたことから全般的に軟調に推移しました。

物流業界においては、国内貨物輸送では、コロナ禍の影響を受け、個人消費や設備投資が大きく減少した結果、総輸送量は前年比減少しました。また、国際貨物輸送でも、世界経済の停滞から、外貨コンテナおよび国際航空貨物ともに、前年比減少しました。

このような経営環境の下、当社グループは、中・長期的な企業価値の更なる向上を図るため、第三次中期経営計画を策定しました。既存事業の競争力強化および新規事業領域への展開などの重点テーマの実現を目指しています。

これらの結果、貨物輸送での消費関連貨物の取引拡大および海外物流での中国国内の倉庫増床などの増収要因はあったものの、貨物輸送およびエネルギー輸送での数量の減少や海外物流での輸出入取引が低調に推移したことなどの要因から、営業収益は、前期比6.7%減の472億70百万円となりました。

経常利益は、貨物輸送とエネルギー輸送の営業収益の減少などに伴い、前期比38.9%減の7億43百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比47.4%減の4億75百万円となりました。

	第118期（2020年3月期）	第119期（2021年3月期）	前期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
営業収益	50,680	47,270	△3,409	△6.7%
営業利益	1,059	661	△398	△37.6%
経常利益	1,217	743	△473	△38.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	905	475	△429	△47.4%

セグメント別の業績概況は、次のとおりであります。

貨物輸送

営業収益
27,741百万円
（前期比8.8%減）

当部門においては、コロナ禍の影響による巣ごもり需要等で消費関連貨物の一部で好調に推移したものの、アルミ、銅製品およびタイヤ補強用鋼線等の自動車関連貨物等が回復に至らず、部門全体では減収減益となりました。

これらの結果、営業収益は前期比8.8%減の277億41百万円、経常利益は前期比3億2百万円減の6億7百万円となりました。

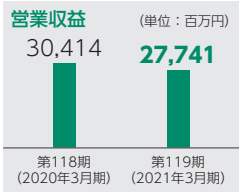

エネルギー輸送

営業収益
15,708百万円
（前期比5.3%減）

当部門の石油輸送分野においては、コロナ禍の影響により、輸送数量が前期比7.7%減少となった結果、減収減益となりました。
潤滑油・化成品分野も、コロナ禍の影響を大きく受け輸送数量が前期比9.6%減少となり減収減益となりました。

これらの結果、営業収益は前期比5.3%減の157億8百万円、経常利益は前期比2億61百万円減の1億19百万円となりました。

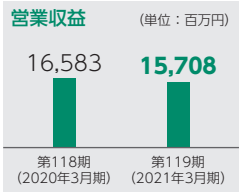

海外物流

営業収益
1,658百万円
（前期比13.0%増）

当部門においては、コロナ禍の影響による海上コンテナ船運賃の高止まりなどのため、輸出入取引は引き続き低調に推移しました。一方、天津、上海および常州の各拠点の倉庫増床や輸送の効率化などの継続的な取り組みに伴い、中国拠点は、前期比増収増益で推移しました。

これらの結果、営業収益は前期比13.0%増の16億58百万円、経常損益は前期比13百万円増のほぼゼロとなりました。

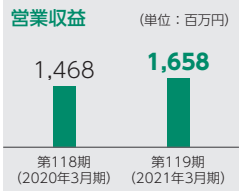

テクノサポート

営業収益
2,125百万円
（前期比2.2%減）

当部門の受託業務分野においては、油槽所関連業務が堅調に推移しました。しかしながら、製油所関連の定期修繕工事が、前年度の実績を下回ったことから、減収減益となりました。

これらの結果、営業収益は前期比2.2%減の21億25百万円、経常利益は前期比20百万円減の54百万円となりました。

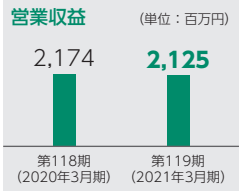

（注）会社組織変更に伴い、前期（第118期）の「国際貨物」を国内と海外に分離し、国内を「貨物輸送」に統合、海外は「海外物流」として独立、「潤滑油・化成品」は「石油輸送」に統合のうえ、「エネルギー輸送」に名称変更し、「石油輸送」の一部を「テクノサポート」として独立させて記載しております。なお、前期につきましては、変更後の区分に組み替えて作成しております。

当期のセグメント別の営業収益および経常利益または経常損失（△）は次のとおりです。

セグメント	営業収益（百万円）	前期比（%）	経常利益または経常損失（△）（百万円）	前期比増減額（百万円）
貨物輸送	27,741	91.2	607	△302
エネルギー輸送	15,708	94.7	119	△261
海外物流	1,658	113.0	△0	13
テクノサポート	2,125	97.8	54	△20
その他	36	92.7	△38	97
合　　計	47,270	93.3	743	△473

(注) 1.「貨物輸送」「エネルギー輸送」「海外物流」「テクノサポート」の4つの報告セグメントに含まれない事業は「その他」に集約しております。
2.会社組織変更に伴い、前期（第118期）の「国際貨物」を国内と海外に分離し、国内を「貨物輸送」に統合、海外は「海外物流」として独立、「潤滑油・化成品」は「石油輸送」に統合のうえ、「エネルギー輸送」に名称変更し、「石油輸送」の一部を「テクノサポート」として独立させて記載しております。なお、前期につきましては、変更後の区分に組み替えて作成しております。

② 設備投資の状況

当期中における設備投資は、5月に一部稼働いたしました基幹システムおよび車両の購入等により、その総額は22億54百万円となりました。

③ 資金調達の状況

社債および新株式の発行は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

営業収益 (単位：百万円)

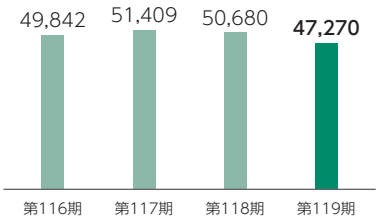

経常利益 (単位：百万円)

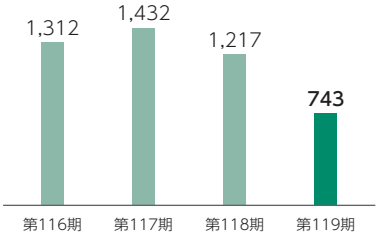

親会社株主に帰属する当期純利益(単位：百万円)

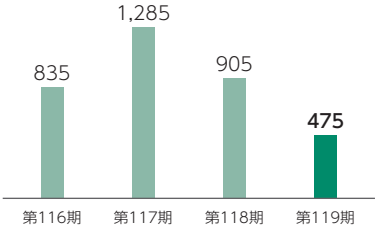

総資産/純資産 (単位：百万円)

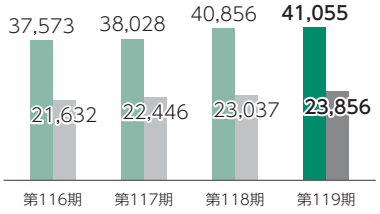

1株当たり当期純利益 (単位：円)

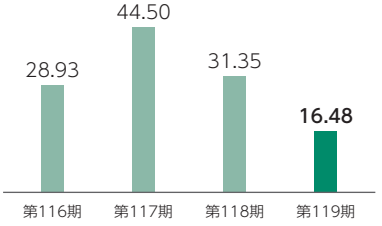

1株当たり純資産額 (単位：円)

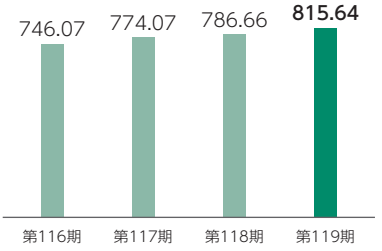

区分		第116期 (2018年3月期)	第117期 (2019年3月期)	第118期 (2020年3月期)	第119期 (2021年3月期)
営業収益	(百万円)	49,842	51,409	50,680	47,270
経常利益	(百万円)	1,312	1,432	1,217	743
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	835	1,285	905	475
1株当たり当期純利益	(円)	28.93	44.50	31.35	16.48
総資産	(百万円)	37,573	38,028	40,856	41,055
純資産	(百万円)	21,632	22,446	23,037	23,856
1株当たり純資産額	(円)	746.07	774.07	786.66	815.64

(注) 1.1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、算定の基礎となる純資産額は、非支配株主持分額を除いております。
2.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第117期連結会計年度より適用しており、第116期の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社丸運ロジスティクス東北	40,000	83.5	貨物自動車運送事業
株式会社日昭丸運	10,000	100	構内作業請負業
株式会社丸運産業	20,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運ロジスティクス関東	10,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運ロジスティクス東海	15,000	100	貨物自動車運送事業
日嶺産業株式会社	20,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運ロジスティクス西日本	30,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社大分丸運	15,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運トランスポート札幌	48,600	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運トランスポート東日本	30,000	100	貨物自動車運送事業
静岡石油輸送株式会社	45,000	51	貨物自動車運送事業
株式会社丸運トランスポート西日本	50,000	100	貨物自動車運送事業
近畿オイルサービス株式会社	10,000	100	構内作業請負業
北豊運輸株式会社	20,000	100	貨物自動車運送事業
丸運国際貨運代理（上海）有限公司	米ドル 800,000	100	国際貨運代理業
丸運安科迅物流（常州）有限公司	千元 10,000	70	貨物自動車運送事業
丸運物流（天津）有限公司	米ドル 4,000,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運テクノサポート	30,000	100	構内作業請負業
株式会社丸運サービス	10,000	100	損害保険代理業
株式会社丸運ビジネスアソシエイト	10,000	100	事務代行業

(注)1.資本金は、別途の記載がある場合を除き、千円単位。
2.2021年5月21日開催の当社取締役会において、日嶺産業株式会社を解散することを決議いたしました。
3.近畿オイルサービス株式会社は重要性が増したために、当期より重要な子会社に含めております。
4.近畿オイルサービス株式会社の当社の議決権比率には、間接保有を含んでおります。

（4）対処すべき課題

2021年度のわが国経済は、コロナ禍の収束が見えない中、引き続き感染拡大防止と経済活性化のバランスに配慮した経済活動や社会行動が求められることから、景気の回復も緩やかになると見込まれます。今後、内外のコロナ禍の収束時期やその影響の規模などの不確定要因から、景気が下振れする懸念があります。

海外経済は、先進国を中心としたワクチン普及に伴いコロナ禍からポスト・コロナ期に移行していくものと思われます。米国や中国などを中心に、経済活動の段階的再開や景気対策の効果により、グローバル経済は緩やかな回復基調に転じています。しかし、ワクチン普及は、安定した供給体制などの課題から、新興国への普及が遅れ、経済回復のペースに格差が生じる懸念があり、今後の動向を注視する必要があります。

物流業界においては、経営課題である収益基盤の強化のため、運賃体系の変更に取り組んでいます。また、ポスト・コロナ期の物流ニーズの変化に対応し、そして社会の重要なインフラである物流ネットワークを維持するため、構造的な課題であるドライバー不足問題が喫緊の課題となっています。

このような経営環境の下、第三次中期経営計画で掲げている既存事業の強化や新規事業領域への展開などの重点テーマの実現により、中・長期的な企業価値の向上に取り組んでいきます。

また、2021年度より「環境・社会・ガバナンス」を重視したESG経営体制に移行し、持続可能な社会の構築に貢献していきます。

セグメント別の課題は、以下のとおりです。

≪貨物輸送≫

当部門においては、前年度のコロナ禍による大幅な物流量の減少の反動などから荷動きの回復が見込まれています。しかしながら、個人消費の持ち直しの動きが弱いことなどから微増にとどまることが見込まれています。このような環境下において、少子高齢化等による人手不足、トラックドライバーおよび物流センター要員の確保が厳しい状況となっている中、安定的な物流体制維持に必要な要員の確保が課題となっています。モーダルシフト（トラックから鉄道輸送・海上輸送）および拠点の統廃合などにより、顧客ニーズに対応した物流の効率化を図ってまいります。また、通運事業見直しによる利益率の改善、機工事業の強化、国際事業の内外一貫物流サービス体制の構築、適正運賃の収受および新規顧客の開発等に取り組むことにより事業基盤の強化を図ります。

≪エネルギー輸送≫

当部門においては、顧客からの信頼の基盤である安全・品質水準の更なる向上に努めます。また、顧客ニーズに適した輸送サービスの維持・向上のため、各拠点機能の最適化を図るとともに、協力会社との連携強化に取り組みます。

なお、石油輸送分野については、構造的な問題である石油製品の需要減少とドライバー不足による輸送能力不足に対して荷主である石油元売り企業と協力し、最適な組織体制の構築および配送の効率化を図ります。

また、潤滑油・化成品分野については、大都市圏を中心とした危険物保管能力の増強および国内配送能力の向上に取り組むとともに、既存の石油・化学メーカー関連とは異なる新たな顧客への営業提案を行い、貨物輸送と連携した物流サービスの展開に取り組みます。

これらの課題解決により、より安定的な事業運営を図るとともに、更なる事業の伸展を目指します。

≪海外物流≫

当部門においては、顧客の事業戦略に対応した最適な物流サービスを提供すべく、内外一貫物流サービス体制の充実を図ります。また、各国のコロナ禍への対応状況に注視しながら、中国・ベトナム事業およびクロスボーダー事業の拡大に努めます。

中国では、丸運国際貨運代理（上海）有限公司、丸運安科迅物流（常州）有限公司および丸運物流（天津）有限公司の緊密な連携により中国国内輸送網および倉庫保管業務の強化を図ります。また、ベトナムにおいては、安定的な事業基盤の構築を図るべく、ハノイ本社、ホーチミン支店およびハナム営業所の３拠点ネットワークの充実に取り組むとともに、現地企業との業務提携などにより更なる飛躍を目指します。

≪テクノサポート≫

当部門においては、石油諸施設や構内サポート業務の安全・安定操業を提供し、サプライチェーンの担い手としての務めを果たしてまいります。加えて、環境負荷の低減や物流品質および業務品質の向上に関しても、万全の態勢で取り組みます。さらに顧客構内サポート事業の受託拡大および新規獲得を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

貨物自動車運送事業、倉庫業、鉄道利用運送事業、通関業、環境関連事業

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 本社

東京都中央区日本橋小網町7番2号

② 営業所

国際貨物第二営業所（東京都中央区）
国際貨物第一営業所（東京都中央区）
羽田京浜物流センター（東京都大田区）
栃木物流センター（栃木県真岡市）
堺物流センター（大阪府堺市）

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
貨物輸送	1,172名	28名減
エネルギー輸送	767名	25名増
海外物流	110名	10名減
テクノサポート	135名	3名増
その他の事業	38名	1名減
全社（共通）	61名	8名増
合　　計	2,283名	3名減

(注)当期より事業区分を変更したため、前期末比増減については、前期の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
364名	9名増	43.1歳	15.9年

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,172百万円
株式会社三井住友銀行	1,920百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　56,000,000株
② 発行済株式の総数　28,965,449株
③ 株主数　5,198名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
ENEOSホールディングス株式会社	11,041,848	38.22
株式会社佐藤企業	5,163,500	17.87
佐藤謙一	1,562,000	5.40
丸運グループ従業員持株会	721,319	2.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	672,800	2.32
大樹生命保険株式会社	400,000	1.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	385,400	1.33
MSIP CLIENT SECURITIES	254,300	0.88
株式会社みずほ銀行	249,382	0.86
株式会社三井住友銀行	240,708	0.83

(注) 1.持株比率は自己株式（78,904株）を控除して計算しております。
2.ＪＸＴＧホールディングス株式会社は、2020年6月25日、社名を「ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社」に変更しております。
3.日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日、社名を「株式会社日本カストディ銀行」に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況		氏名
代表取締役 取締役社長	社長執行役員	桑　原　　豊
取締役	株式会社丸運ロジスティクス関東代表取締役社長	萩　谷　紀　之
取締役	常務執行役員 エネルギー輸送事業部長	小　菅　睦　司
取締役	常務執行役員 貨物輸送事業部長	佐久間　成　安
取締役	常務執行役員 コーポレート管理本部長、経営企画部長 株式会社丸運ビジネスアソシエイト代表取締役社長	植　西　　祐
取締役（監査等委員）		服　部　　裕
取締役（監査等委員）	DT弁護士法人パートナー	岡　　香　里
取締役（監査等委員・常勤）		中　澤　謙　二

（注）1. 取締役服部裕氏、岡香里氏および中澤謙二氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役服部裕氏および岡香里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役中澤謙二氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席するほか、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うためであります。
4. 社外取締役（監査等委員）竹内隆氏は、2020年10月25日付をもって逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職の状況は、株式会社MORESCO取締役専務執行役員CFOおよび同社のグループ会社2社の代表（株式会社モレスコテクノ代表取締役社長および無錫徳松科技有限公司董事長）でありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

なお、2020年10月25日付をもって逝去により退任した監査等委員である取締役竹内隆氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の概要は以下のとおりであります。

・当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておらず、当社が被保険者のすべての保険料全額を負担しております。

・被保険者が役員等として行った業務上の行為に起因して、株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担する損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補の対象としております。

・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者による犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については填補の対象としないこととしております。

なお、2020年10月25日付をもって逝去により退任した監査等委員である取締役竹内隆氏は、当該保険契約の被保険者に含まれておりました。

④ 取締役の報酬等

（ⅰ）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において取締役という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会との協議における内容を踏まえたものであることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、業績の反映および株主と価値を共有する観点から、業務執行を担当する取締役については、基本報酬および業績連動報酬で構成されるものとし、業務執行を担当しない取締役については、基本報酬のみとする。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬は、取締役の役職、職責等に応じて定める月例の固定報酬であり、業績、社会情勢等を勘案して、必要に応じて見直しを図るものとする。

ハ．業績連動報酬に係る業績指標の内容および業績連動報酬の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、経営層の業績向上へ向けての意欲を一層高めるために、毎年、事業年度終了後の一定の時期に、業務執行を担当する取締役に対して支給する全額現金の変動報酬であり、会社業績（当該年度の連結経常利益）および個人別業績評価に基づき決定される。

ニ．基本報酬の額および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担当する取締役の種類別の報酬の割合については、役職、職責等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は概ね基本報酬80%、業績連動報酬20%とする。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役会は、上記各方針に沿った「取締役報酬支給規定（内規）」および「業績連動報酬支給規定（内規）」を、取締役会の決議により定める。

取締役の個人別の基本報酬は、「取締役報酬支給規定（内規）」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会との協議の上で、取締役会の決議により決定する。

取締役の個人別の業績連動報酬は、「取締役報酬支給規定（内規）」および「業績連動報酬支給規定（内規）」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会と協議の上で、取締役会の決議により取締役の個人別の業績連動報酬の決定を再一任された取締役社長が決定する。

(ⅱ)当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	93百万円 (ー)	76百万円 (ー)	16百万円 (ー)	7名 (0名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38百万円 (38百万円)	38百万円 (38百万円)	ー (ー)	5名 (5名)
合　計 （うち社外取締役）	131百万円 (38百万円)	115百万円 (38百万円)	16百万円 (ー)	12名 (5名)

（注）1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の人数および報酬等の額には、2020年6月24日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名（うち社外取締役0名）および監査等委員である取締役1名（うち社外取締役1名）ならびに2020年10月25日に逝去により退任した監査等委員である取締役1名（うち社外取締役1名）を含めております。

2. 当社は、取締役（業務執行を担当しない取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して業績向上に向けての意欲を一層高めるため、業績連動報酬を導入しております。業績指標は連結経常利益を選定しており、当該指標を選定した理由は、連結経常利益は、経営活動全般の利益を表し、定量的な指標として適当であること、および当社グループにおける基本的かつ重要な業績指標であるためであります。業績連動報酬の支給額は基本報酬月額に役職、職責等に応じた基準月数を乗じ、当該年度の連結経常利益に応じて算出した支給率を乗じて個人別の業績連動報酬の額とし、さらに個人別の業績評価に応じた評価率を乗じて算定しております。支給率は当該年度の連結経常利益を連結経常利益基準額（連結中計経常利益額）で除した率であります。当事業年度において連結経常利益は7億43百万円であり、連結経常利益基準額は7億円であります。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月27日開催の第114期定時株主総会において、年額2億40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役0名）であります。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第115期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。

5. 取締役会は、取締役社長桑原豊に対し、業務執行を担当する取締役の個人別の業績連動報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各業務執行を担当する取締役の業績の評価を行うには、取締役社長が適任と判断したためであります。なお、取締役社長は、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会と協議の上で、これを決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

(ⅰ)他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・監査等委員である取締役岡香里氏は、DT弁護士法人のパートナーを兼務しております。なお、DT弁護士法人と当社との間に特別な関係はありません。

・2020年10月25日付をもって逝去により退任した監査等委員である取締役竹内隆氏は、株式会社MORESCO取締役専務執行役員CFOおよび同社のグループ会社2社の代表（株式会社モレスコテクノ代表取締役社長および無錫徳松科技有限公司董事長）を兼務しておりました。同社グループは当社の取引先ですが、取引実績は僅少であります。

(ⅱ)当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である取締役	服　部　　裕	当事業年度において14回開催された取締役会のうち14回および14回開催された監査等委員会のうち14回に出席しております。主に化学業界における経営者としての豊富な知識と経験の見地から、取締役会および監査等委員会では当社の経営全般について当該視点から積極的に意見を述べるなど、客観的・中立的立場から監督・助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査等委員である取締役	岡　　香　里	当事業年度において14回開催された取締役会のうち14回および14回開催された監査等委員会のうち14回に出席しております。主に弁護士としての豊富な知識と経験の見地から、取締役会および監査等委員会では当社のコンプライアンス体制等について当該視点から積極的に意見を述べるなど、客観的・中立的立場から監督・助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査等委員である取締役	中　澤　謙　一	当事業年度において14回開催された取締役会のうち14回および14回開催された監査等委員会のうち14回に出席しております。監査等委員会議長として監査等委員会の活発かつ効率的な議事運営を行うとともに、石油業界における豊富な知識と経験の見地から、取締役会および監査等委員会では当社の経営全般について当該視点から積極的に意見を述べるなど、客観的・中立的立場から監督・助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査等委員である取締役	竹　内　　隆	2020年6月24日に監査等委員である取締役に就任以降2020年10月25日付をもって逝去により退任するまでの間に4回開催された取締役会のうち4回および4回開催された監査等委員会のうち4回に出席しておりました。主に化学業界における経営者としての豊富な知識と経験の見地から、取締役会および監査等委員会では当社の経営全般について当該視点から積極的に意見を述べるなど、客観的・中立的立場から監督・助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　清陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

前事業年度の監査実績等を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画等を検討した結果として、その報酬見積額は相当であると判断しました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適格性、信頼性を損ねる事由の発生により、適切な監査の遂行に支障があると認められる場合等、その必要があると判断した場合に、解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

(5) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

イ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス委員会規則を定め、企業活動のあらゆる場面において法令遵守はもとより、社会規範ならびに企業倫理に則って誠実に行動することを基本方針として示し、行動指針を定めるとともにコンプライアンス委員会を運営します。

当社は、複数の独立社外取締役が取締役会に出席することにより、業務執行に関する決定の客観性および妥当性を確保します。

当社は、内部監査組織である監査室による関連監査の実施および通報制度運営要綱に基づく内部通報制度の運用により、コンプライアンスの強化を図ります。

ロ．取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、その他の議事録、稟議書等の文書について、法令および文書取扱規則その他の社内規則に基づき適切に保存し、管理します。

当社は、情報セキュリティ基本規則、個人情報保護規則および特定個人情報取扱規程に基づき会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報、個人情報および特定個人情報を適切に取り扱うため、社内研修などを通じ、取締役および使用人にその遵守を徹底します。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の経営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合に、これに迅速かつ的確に対応し、人的、物的な被害を最小限に抑え、もって、当社に課せられた社会的使命を全うすることを目的とした非常事態対応規則に基づき、社長を本部長とする非常対策本部を設置するなど、全社的なリスク管理の充実のための措置を講じます。

ニ．取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定および執行役員の業務執行状況を監督します。執行役員は、取締役会の決定によって定める業務の執行に当たります。

また、社長が議長となり、執行役員のうち社長が指名した者、監査等委員会が指名した監査等委員が出席する経営会議を原則として毎月3回開催し、取締役会付議事項の協議、取締役会から取締役に委任された業務執

行に係る意思決定を行います。職制規則、職務権限規則および稟議規則により職制、分掌業務ならびに職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行します。

ホ．企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築および運用について、丸運グループ全体として取り組むことを基本とします。

当社は、丸運グループサミット会運営要綱に基づき丸運グループサミット会を定期的に開催し、中期経営計画、予算等の連結経営に関する意識統一を図ります。また、内部統制会議運営要綱に基づく当社および連結対象関係会社を対象とした内部統制会議の定期的な開催および以下の体制により、丸運グループの内部統制システムの確立を図ります。

（ⅰ）当社は、丸運グループの総合的な発展と経営効率の向上を図るため、関係会社管理運営規則に基づき、丸運グループ各社の所管部署を定めます。丸運グループ各社は、所管部署を通じて、重要事項の決定について当社の承認を得るほか、月次決算等の必要事項について、当社に報告を行います。

（ⅱ）当社は、丸運グループ各社において非常事態が発生した場合は、非常事態対応規則に基づき、当社として必要な指導・支援を行います。

（ⅲ）当社は、所管部署を通じて、丸運グループ各社の経営全般、営業活動等の指導、支援を行います。

（ⅳ）当社は、丸運グループコンプライアンス基本規則において、丸運グループの役員社員等の遵守すべき具体的規準、実施体制等を定めるとともに、丸運グループCSR推進規則に基づき、丸運グループのコンプライアンスの推進、品質の向上、安全の向上、環境管理の推進および社会貢献活動の推進を図ります。また、内部監査組織である監査室による丸運グループ各社への関連監査の実施および通報制度運営要綱に基づく丸運グループ各社を含めた内部通報制度の運用により、丸運グループ全体としてコンプライアンスの強化を図ります。

ヘ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととします。当該スタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとします。

監査等委員会は、当該スタッフに対して、監査等委員会に係る業務を直接指示するものとし、当該指示を受けたスタッフは、監査等委員会の指示に従い、業務を遂行します。

ト．当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査要綱および監査計画を尊重し、当社および丸運グループ各社に関する監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力します。監査等委員会の定めた監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるよう体制を整備・運用します。

総務部管掌役員は、監査等委員会の求める事項について、監査等委員会への報告が適切かつ円滑に実施されるよう、関係部署との調整を図ります。

当社は、監査等委員会に報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないよう適切に対応します。

チ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員の求めに従い、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる合理的な費用を負担します。

重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査等委員に報告します。また、内部監査を担う監査室が監査等委員会と緊密な連携を保ちます。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制は、当社グループのすべての取締役および従業員に周知されています。また、運用にあたり、毎年2回開催される内部統制会議において運用状況の定期的モニタリングを行い、不断の改善に努めております。

当社グループにおける具体的な運用状況は、以下のとおりです。

イ．丸運グループ経営理念の制定

丸運グループとして、「こういう会社でありたい、グループ社員一人ひとりがこうした行動ができる社員でありたい」という目指す方向を表した『丸運グループ経営理念』を2015年12月1日に制定し、その後2020年4月には、当社グループを取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、一部改定いたしました。

丸運グループ各社の会議室、執務室等にこれを掲示すること等により経営理念の浸透を図っています。

ロ. 法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の社長以下の取締役、執行役員、関係会社社長が前記の内部統制会議に参加し、内部監査の実施状況・フォロー、金融商品取引法上の内部統制の評価状況その他の内部統制システムに関する問題点等を共有化し、解決策の確実な実施等をモニタリングしています。

また、事業部門および管理本部を対象として、各部門内での内部統制の運用状況に関するセルフチェックを実施し、その結果を内部統制会議で検証することにより、問題点の共有化を図っています。

さらに、年2回開催される丸運グループCSR推進会議（コンプライアンス委員会、品質委員会、安全委員会、環境委員会および社会貢献委員会）において、下請法の遵守等のコンプライアンスの徹底、事故事例の解析を含め安全・品質の向上に関する問題点等の共有化を図り、丸運グループCSR推進体制を強化しています。

ハ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

毎年4月および10月に開催される丸運グループサミット会に当社の社長以下の取締役、執行役員、関係会社社長等が参加し、中期経営計画をはじめ連結経営に関する意識統一を図っています。

2015年6月には、関係会社の定款を変更し、各社の監査役が業務監査も行うことにより各社の責任を明確にしています。また、海外の関係会社については、監査役や監査役に相当する監事を当社社員が務め、定期的に現地往査またはリモート会議を通じて、現地トップの業務遂行をチェックしております。

内部通報制度は丸運グループ各社の社員を対象としておりますが、法令上の疑念や職場の気づき事項を連絡しやすくすることを目的として、通報窓口を外部の専門機関に委託しております。窓口に寄せられた案件は、外部の専門機関のアドバイスも受けつつ、個別に適切に対応しております。

また、2021年1月の内部統制会議では、関係会社の規則整備状況を踏まえた今後の方針案提示等、丸運グループとして内部統制を推進していくことの重要性について意識向上を図りました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けたうえで、財務体質の強化と事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株につき4円とさせていただきました。すでに2020年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり4円と合わせて、年間配当金は1株当たり8円となります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第119期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**10,908**
現金及び預金	2,941
受取手形	324
電子記録債権	423
営業未収入金	6,226
たな卸資産	36
その他	956
貸倒引当金	△1
固定資産	**30,147**
有形固定資産	**25,663**
建物及び構築物	4,999
機械装置及び車両運搬具	3,355
その他	400
土地	16,908
無形固定資産	**1,373**
ソフトウエア	640
ソフトウエア仮勘定	644
その他	88
投資その他の資産	**3,109**
投資有価証券	2,271
その他	963
貸倒引当金	△126
資産合計	**41,055**

科目	第119期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**9,888**
営業未払金	3,498
短期借入金	3,077
未払法人税等	39
賞与引当金	662
その他	2,610
固定負債	**7,310**
長期借入金	2,636
再評価に係る繰延税金負債	1,937
退職給付に係る負債	2,354
役員退職慰労引当金	48
その他	334
負債合計	**17,199**
純資産の部	
株主資本	**20,111**
資本金	**3,559**
資本剰余金	**3,077**
利益剰余金	**13,497**
自己株式	**△22**
その他の包括利益累計額	**3,449**
その他有価証券評価差額金	**770**
土地再評価差額金	**2,811**
為替換算調整勘定	**△54**
退職給付に係る調整累計額	**△79**
非支配株主持分	**295**
純資産合計	**23,856**
負債純資産合計	**41,055**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第119期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで
営業収益	**47,270**
営業原価	**43,741**
営業総利益	**3,529**
販売費及び一般管理費	2,867
営業利益	**661**
営業外収益	**129**
受取利息及び配当金	72
その他	57
営業外費用	**47**
支払利息	30
その他	16
経常利益	**743**
特別利益	**127**
固定資産売却益	51
投資有価証券売却益	14
受取助成金	58
その他	2
特別損失	**111**
固定資産売廃却損	16
事業整理損失	27
新型コロナウイルス感染症関連損失	54
訴訟関連損失	12
その他	0
税金等調整前当期純利益	**759**
法人税、住民税及び事業税	289
法人税等調整額	16
当期純利益	**453**
非支配株主に帰属する当期純損失	22
親会社株主に帰属する当期純利益	**475**

連結株主資本等変動計算書

第119期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,559	3,077	13,165	△21	19,779
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△231		△231
親会社株主に帰属する当期純利益			475		475
連結範囲の変動			87		87
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	332	△0	332
当期末残高	3,559	3,077	13,497	△22	20,111

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	354	2,811	△117	△104	2,944	312	23,037
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△231
親会社株主に帰属する当期純利益							475
連結範囲の変動							87
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	416	－	63	25	504	△16	487
連結会計年度中の変動額合計	416	－	63	25	504	△16	819
当期末残高	770	2,811	△54	△79	3,449	295	23,856

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数　20社
ロ. 主要な連結子会社の名称　㈱日昭丸運、㈱丸運トランスポート東日本
ハ. 連結の範囲の変更　近畿オイルサービス㈱は重要性が増したため、当期より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

イ. 非連結子会社の数　1社
ロ. 非連結子会社の名称　有限会社丸運物流ベトナム
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の対象から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用している非連結子会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

イ. 会社の名称　有限会社丸運物流ベトナム
ロ. 持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、丸運国際貨運代理（上海）有限公司、丸運安科迅物流（常州）有限公司及び丸運物流（天津）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎として連結決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券
その他有価証券
・時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
・時価のないもの　総平均法による原価法
ロ. デリバティブ　時価法
ハ. たな卸資産　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　2～50年
機械装置及び車両運搬具　2～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金
当社及び連結子会社の従業員等に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金
連結子会社の一部においては、役員退職慰労金の支給にあてるため、会社内規に基づき計算された期末要支給額の全額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の適用要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　為替予約 ヘッジ対象　貸付金
ハ．ヘッジ方針	外貨建取引の為替変動リスクの回避を目的として、為替予約取引を行っております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

（ⅰ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ⅱ）数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（ⅲ）小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しています。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「受取手形」は479百万円、「電子記録債権」は317百万円であります。

また、前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウエア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「ソフトウエア」は83百万円、「その他」は88百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産に係る事項

① 次の有形固定資産は道路交通事業財団を組成し借入金4,693百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	430百万円
機械装置及び車両運搬具	7百万円
土地	7,292百万円
計	7,730百万円

② 次の有形固定資産は商工組合中央金庫に対する借入金34百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	25百万円
土地	266百万円
計	291百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　25,240百万円

（3）国庫補助金による圧縮記帳額　67百万円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。　再評価を行った年月日　2000年3月31日

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号の定めにより算定する方法を採用しております。

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額の差額

△1,411百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	28,965,449	-	-	28,965,449
合計	28,965,449	-	-	28,965,449
自己株式				
普通株式（注）	78,258	646	-	78,904
合計	78,258	646	-	78,904

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月21日 取締役会	普通株式	115	4.0	2020年3月31日	2020年6月5日
2020年11月4日 取締役会	普通株式	115	4.0	2020年9月30日	2020年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年5月21日 取締役会	普通株式	115	利益剰余金	4.0	2021年3月31日	2021年6月7日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用についてはリスクの少ない金融商品で行うこととしております。また、資金調達については、その目的、金額等を勘案し、銀行借入金等最善の方法により行う方針です。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うこととしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握することとしております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、この変動に対するリスクヘッジを目的として、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用する場合があります。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較して、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注2) 参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,941	2,941	—
② 受取手形及び営業未収入金	6,975	6,975	—
③ 有価証券・投資有価証券 その他有価証券	2,078	2,078	—
資産計	11,995	11,995	—
① 営業未払金	3,498	3,498	—
② 短期借入金	1,800	1,800	—
③ 長期借入金	3,914	3,915	0
負債計	9,212	9,213	0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金並びに② 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券・投資有価証券

これらは主に株式であり時価については、取引所の価格によっております。

負債
① 営業未払金並びに② 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
③ 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金については１年以内返済予定の長期借入金1,277百万円が含まれております。
デリバティブ取引
① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当するものはありません。
② ヘッジ会計が適用されているもの
為替予約は、振当処理の要件を満たしているため振当処理によっております。
(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額192百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 有価証券・投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、茨城県日立市及びその他の地域において賃貸用の土地等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は０百万円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）であります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
24	-	24	35

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
(注2) 当期末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算出した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　815.64円
(2) 1株当たり当期純利益　16.48円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第119期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**9,718**
現金及び預金	2,229
受取手形	321
電子記録債権	404
営業未収入金	5,476
たな卸資産	21
前払費用	74
短期貸付金	287
未収入金	899
その他	4
貸倒引当金	△0
固定資産	**27,359**
有形固定資産	**20,636**
建物	4,307
構築物	309
機械装置	160
車両運搬具	293
工具器具備品	226
土地	15,321
その他	18
無形固定資産	**1,361**
借地権	84
施設利用権	2
ソフトウエア	629
ソフトウエア仮勘定	644
投資その他の資産	**5,362**
投資有価証券	1,288
関係会社株式	2,991
出資金	9
長期貸付金	1,004
長期前払費用	60
敷金	271
その他	154
貸倒引当金	△418
資産合計	**37,078**

科目	第119期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**12,871**
営業未払金	4,145
短期借入金	2,952
未払金	627
未払費用	125
未払法人税等	4
預り金	132
関係会社預り金	4,462
賞与引当金	257
その他	162
固定負債	**6,655**
長期借入金	2,620
再評価に係る繰延税金負債	1,937
退職給付引当金	1,796
その他	301
負債合計	**19,527**
純資産の部	
株主資本	**13,980**
資本金	**3,559**
資本剰余金	**3,077**
資本準備金	3,076
その他資本剰余金	1
利益剰余金	**7,366**
利益準備金	379
その他利益剰余金	6,987
別途積立金	3,000
固定資産圧縮記帳積立金	1,198
繰越利益剰余金	2,788
自己株式	**△22**
評価・換算差額等	**3,570**
その他有価証券評価差額金	**758**
土地再評価差額金	**2,811**
純資産合計	**17,551**
負債純資産合計	**37,078**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第119期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで
営業収益	**41,433**
営業原価	**39,353**
営業総利益	**2,079**
販売費及び一般管理費	1,920
営業利益	**159**
営業外収益	**257**
受取利息及び配当金	174
その他	82
営業外費用	**54**
支払利息	48
その他	6
経常利益	**361**
特別利益	**21**
固定資産売却益	9
投資有価証券売却益	9
その他	2
特別損失	**78**
固定資産売廃却損	12
貸倒引当金繰入額	28
新型コロナウイルス感染症関連損失	24
訴訟関連損失	12
税引前当期純利益	**304**
法人税、住民税及び事業税	103
法人税等調整額	△32
当期純利益	**233**

株主資本等変動計算書

第119期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	固定資産圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,559	3,076	1	3,077	379	3,000	1,199	2,784	7,363	△21	13,978
当期変動額											
固定資産圧縮記帳の取崩							△0	0	－		－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩									－		－
剰余金の配当								△231	△231		△231
当期純利益								233	233		233
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△0	3	2	△0	2
当期末残高	3,559	3,076	1	3,077	379	3,000	1,198	2,788	7,366	△22	13,980

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	347	2,811	3,158	17,137
当期変動額				
固定資産圧縮記帳の取崩				－
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				－
剰余金の配当				△231
当期純利益				233
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	411	－	411	411
当期変動額合計	411	－	411	414
当期末残高	758	2,811	3,570	17,551

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの	総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

定額法

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び車両運搬具	2～17年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

（ⅰ）退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ⅱ）数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の適用要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　　為替予約 ヘッジ対象　　貸付金
③ ヘッジ方針	外貨建取引の為替変動リスクの回避を目的として、為替予約取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(8) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「電子記録債権」は300百万円であります。

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました営業外費用の「貸倒引当金繰入額」（当事業年度は0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	515百万円
長期金銭債権	1,004百万円
短期金銭債務	6,214百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,090百万円

(3) 国庫補助金による圧縮記帳額 32百万円

(4) 担保に供している資産

次の有形固定資産は道路交通事業財団を組成し借入金4,693百万円の担保に供しております。

建物	430百万円
車両運搬具	7百万円
土地	7,292百万円
計	7,730百万円

(5) 保証債務額

該当する事項はありません。

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2000年3月31日
再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号の定めにより算定する方法を採用しております。

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額の差額

△1,411百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額

営業収益	361百万円
営業支出	16,578百万円
営業取引以外の取引高	72百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式（注）	78,258	646	-	78,904
合計	78,258	646	-	78,904

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

退職給付引当金	567百万円
賞与引当金	62百万円
貸倒引当金	128百万円
会員権評価損	71百万円
未払金	72百万円
関係会社株式評価損	129百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	1,067百万円
評価性引当額	△299百万円
繰延税金資産合計	767百万円

② 繰延税金負債

固定資産圧縮記帳積立金	△529百万円
その他有価証券評価差額金	△335百万円
繰延税金負債合計	△864百万円

③ 繰延税金負債の純額 96百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主及びその他の関係会社	ENEOSホールディングス㈱	東京都千代田区	100,000	エネルギー事業、石油・天然ガス開発事業、金属事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれに付帯する業務	(被所有) 直接 38.27% 間接 0.01%	−	同社依頼貨物の自動車運送	営業取引(運送に伴う料金・運賃等)	5	営業未収入金	0
その他の関係会社の子会社	ENEOS㈱	東京都千代田区	30,000	エネルギー事業	−	−	同社製品の自動車運送	営業取引(運送に伴う料金・運賃等)	13,834	営業未収入金	1,517
子会社	㈱丸運ロジスティクス東北	山形県山形市	40	貨物自動車運送事業	83.5%	兼任 1人	傭車・作業業務	資金の貸付(利息)	3	貸付金	412
子会社	㈱日昭丸運	茨城県日立市	10	貨物自動車運送事業	100%	兼任 1人	傭車・作業業務	グループ資金一元化に伴う預り資金(利息)	8	預り金	1,224
子会社	㈱丸運トランスポート札幌	北海道札幌市	48	貨物自動車運送事業	100%	兼任 1人	傭車・作業業務	資金の貸付(利息)	2	貸付金	385
子会社	㈱丸運トランスポート東日本	神奈川県横浜市	30	貨物自動車運送事業	100%	兼任 1人	傭車・作業業務	営業取引(傭車費等) グループ資金一元化に伴う預り資金(利息)	6,739 3	営業未払金 預り金	701 1,138
子会社	㈱丸運テクノサポート	岡山県倉敷市	30	構内作業請負業	100%	−	作業業務	グループ資金一元化に伴う預り資金(利息)	2	預り金	675

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等　営業取引については、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. ㈱丸運ロジスティクス東北への貸倒懸念債権に対し、157百万円の貸倒引当金を計上しております。
3. 上記取引金額には消費税等を含んでおりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　607.59円

(2) 1株当たり当期純利益　8.1円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社丸運
取締役会　御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　大河原 恵史 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　石 井 和 人 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴 木 智 喜 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社丸運の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸運及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社丸運
取締役会　御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　大河原 恵史 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　石井 和人 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木 智喜 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社丸運の2020年4月1日から2021年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人清陽監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人清陽監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、清陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社丸運　監査等委員会

常勤監査等委員　**中澤 謙二** ㊞

監 査 等 委 員　**服部　裕** ㊞

監 査 等 委 員　**岡　香里** ㊞

(注) 常勤監査等委員中澤謙二、監査等委員服部裕、監査等委員岡香里は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会・期末配当　毎年3月31日 中間配当　毎年9月30日
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
郵便物送付先	〒168－0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　0120－782－031（フリーダイヤル）
上場市場	東京証券取引所
証券・銘柄コード	9067

株主総会会場ご案内図

会場　八重洲ファーストフィナンシャルビル3階　ベルサール八重洲「Room 1+2+3」
東京都中央区八重洲一丁目3番7号　電話　03-3548-3770

交通　「日本橋駅」A7出口　直結（東西線・銀座線・浅草線）



ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。